

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第12項の規定により公示する。

令和8年10月23日

長崎県知事 平田 研

1 石岳特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県佐世保市在所、主要地方道佐世保日野松浦線と市道佐世保相浦循環線の交点を起点とし、同所から同主要地方道を東に進み、一般県道俵ヶ浦日野線との交点に至り、同所から同一般県道を南に進み、船越町において海岸に至り、同所から海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下海岸線について同じ。）を北西に進み、市道佐世保相浦循環線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、市道鹿子前海岸線との交点に至り、同所から同市道鹿子前海岸線を北西に進み、市道佐世保相浦循環線との交点に至り、同所から同市道佐世保相浦循環線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和8年11月1日から令和28年10月31日まで(20年間)

2 大野原特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県東彼杵郡東彼杵町遠目郷所在、東彼杵町道遠目中央線と佐賀県との県境との交点を起点とし、同所から同町道を南に進み、主要地方道大村嬉野線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み、町道蕪線との交点に至り、同所から同町道を西に進み、町道涼清谷線との交点に至り、同所から同町道涼清谷線を北に進み、町道ブクデ線との交点に至り、同所から同町道ブクデ線を北東に進み、林道遠目中岳線との交点に至り、同所から同林道を西に進み、町道平似田太ノ浦線との交点に至り、同所から同町道を東に進み、町道大野原高原線との交点に至り、同所から同町道大野原高原線を西に進み、町道坂本中尾線との交点に至り、同所から同町道坂本中尾線を北に進み、町道中山線との交点に至り、同所から同町道中山線を北に進み、町道砲車線との交点に至り、同所から同町道砲車線を西に進み、佐賀県との県境との交点に至り、同所から県境を南東に進み、起点に至る線により囲まれた区域

(2) 存続期間

令和8年11月1日から令和28年10月31日まで(20年間)

3 亀岳・大串特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県西海市西彼町鳥加郷所在、一般国道206号と市道鳥加1号線との交点を起点とし、同所から同一般国道を北西に進み、同町大串郷横浦においてさいかい交通株式会社所有の横浦停留所から南に40メートルの海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下海岸線について同じ。）の地点に至り、同所から同海岸線を南に迂回しながら北に進み、同町喰場郷平島北端に至り、同所から対岸の同町白崎郷白崎の南西端の海岸線を見通した線を北東に進み、同海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北東に進み、同町白崎郷諫崎を経て、同郷中部において市道白崎線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、市道上岳母衣崎線との交点に至り、同所から同市道上岳母衣崎線を南東に進み、同町下岳郷浜河内に至り、同所から南西に進み、市道新田線の終点と海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南西に進み、二級河川大明寺川右岸に至り、同所から同右岸を南東に進み、市道新田2号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、市道上岳母衣崎線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、市道鰐渕中野線との交点に至り、同所から同市道鰐渕中野線を南西に進み、一般国道206号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に迂回しながら南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域並びに同市同町三島、前ノ島、竹ノ島、勘兵衛島一円

(2) 存続期間

令和8年11月1日から令和28年10月31日まで(20年間)

4 四本堂特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県西海市西彼町白崎郷所在、市道上岳母衣崎線と市道四本堂線の交点を起点とし、同所から南西に進み、市道今網代2号線の終点と海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下海岸線について同じ。）との交点に至り、同所から同海岸線を北西から東に迂回しながら南に進み、市道上岳母衣崎線の終点に至り、同所から同市道を南に迂回しながら西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和8年11月1日から令和28年10月31日まで(20年間)

5 宗方特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県諫早市宗方町所在、市道宗方線と市道木秀室原線との交点を起点とし、同所から同市道木秀室原線を西に進み、農道大久保木秀線との交点に至り、同所から同農道を北西に1キロメートル進み、同所から北東に115メートル谷を下り、宗方上溜池堤防に至る小径との交点に至り、同所から同小径を北東から南東に迂回しながら進み、同溜池の堤防の延長線との交点に至り、同所から同堤防に向かって進み、同堤防と市道宗方線との交点に至り、同所から同市道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和8年11月1日から令和28年10月31日まで(20年間)

6 生月町北部特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県平戸市生月町御崎所在、市道泊線と汀線の交わる点を起点とし、同所から同市道を西に進み、市道灯台線との交点に至り、同所から同市道灯台線を北に約100メートル進み、同市道から南西に進む里道との交点に至り、同所から同里道を南西に約90メートル進み、同町御崎117番地と同130番地の境界に至り、同所から同境界を西南西に進み、同118-6番地との境界に至り、同所から西南西に同118-6番地と同130番地、同129番地、同126-2番地、同126-1番地、同125番地との境界を進み、同118-6番地と同119-1番地の境界に至り、同所から同境界を北に進み、さらに同118-7番地と同119番地の境界を北に進み、さらに同118-8番地と同119-3番地との境界を北に進み、汀線に至り、同所から同汀線を北に進み、大箸鼻に至り、さらに同汀線を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和8年11月1日から令和28年10月31日まで(20年間)